

水俣市監査委員公告第 3 号

令和 4 年度定期監査（企業会計分）の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、その内容を公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

水俣市監査委員 坂 本 幸 則

水俣市監査委員 真 野 頼 隆

水俣市監査委員 様

国保水俣市立総合医療センター

水俣市病院事業管理者 坂本 不出夫

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名

国保水俣市立総合医療センター

報告時点

令和5年3月20日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
（２）指摘事項 ア 旅費の積算に以下の誤りがあった。他の旅費についても、もう一度、確認されたい。 ⑦ 旅費の計算を最も経済的な通常の経路で積算していないものがあった。 ・2022年度日臨技九州支部医学検査学会（第56回）in福岡 ① 管理者の日当を誤って積算しているものがあった。 ・地域医療についての打ち合わせ及び意見交換会（令和4年10月19日） （３）注意事項 ４ 契約事務について (1) 契約書の記載住所に誤りがあった。 ⑦ 消防設備等保守点検業務	ア 他の旅費については、確認した結果、日当の誤りが1件ありましたので追加支給を行いました。以後、適正な処理に努めます。 ⑦ 出張命令書決裁時に誤った額にて積算しておりましたので、旅費支給時に最も経済的な通常の経路にて積算しなおし支出しております。 ① 日当の誤りについて、追加支給を行いました。以後、適正な処理に努めます。 (1) 記載住所を訂正しました。今後同様のことが起きないように確認等を徹底します。

水俣市監査委員 様

(水俣市水道事業及び公共下水道事業)

水俣市長 高岡 利治

定期監査結果に対して講じた措置等について（通知）

令和4年度定期監査の結果に対して、下記のとおり措置等を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、通知します。

記

課・室名

上下水道局

報告時点

令和5年2月6日

監査結果	監査結果に対して講じた措置等
(2) 指摘事項 ア 会計年度任用職員の年次有給休暇の付与日数を誤っているものがあった。今一度精査されたい。 イ 会計年度任用職員の通勤手当について、夏休みを取得している日に、通勤手当を支給しているものがあった。 (上下水道工務課水道工務係) ウ 公用車及び貸切バスのみの出張については、水俣市旅費支給条例第6条及び水俣市旅費支給事務取扱要綱第5条の規定により、日当は発生しないが、誤って日当を支給しているものがあった。(上下水道工務課) ・下水道管更生技術施工展2022長崎 (R4. 10. 20)	ア 継続勤務期間の算定について認識が誤っておりました。該当する会計年度任用職員には正しい日数の年次有給休暇を付与しました。 イ 出勤簿への誤記載により今回の事象が発生しました。支給した8月分の通勤手当が1日分多かったため、該当する職員の通勤手当1日分(210円)を戻入処理いたしました。 ウ 旅費支給の取扱いについて認識が誤っておりました。誤って支給した日当については、該当する職員から返金を受け、事務処理を行いました。